

第5回 向日市上下水道事業懇談会
(別冊資料集)

平成20年5月27日

向日市上下水道部

資料一覧

- 資料1 下水道事業に係る財政措置の見直し（平成18年度）について
（平成17年12月19日総務省自治財政局地域企業経営企画室下水道事業係通知）
- 資料2 平成19年度の地方公営企業繰出金について（抜粋）
（平成19年4月20日総務省自治財政局長通知）
- 資料3 下水道事業における使用料の適正化
（平成17年1月21日全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料抜粋）
- 資料4 下水道事業繰出基準の運用について
（平成18年4月19日総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）
- 資料5 【参考】分流式下水道等に要する経費について
- 資料6 地方財政措置の見直しに伴う下水道使用料対象経費について
（平成18年6月1日国土交通省都市・地域整備局
下水道部下水道企画課下水道管理指導室長通知）
- 資料7 京都府下市町上下水道料金比較表
- 資料8 経営指標等に関する資料

事務連絡
平成17年12月19日

各都道府県財政担当部局
(財政課、市町村担当課扱い) } 御中
各指定都市財政担当部局

総務省自治財政局
地域企業経営企画室下水道事業係

下水道事業に係る財政措置の見直し(平成18年度)について

平成18年度の地方財政対策については現在策定作業中ではありますが、下水道事業に関し、地方公共団体の予算編成作業上留意すべき事柄について、取り急ぎ下記のとおりお知らせします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いします。

記

1 改正の理由

下水道繰出金についてはこれまで、資本費全体の7割を雨水分と想定した財政措置が講じられてきたが、雨水分の比率は一貫して減少傾向にあり、現時点での決算における雨水分の資本費比率の約3割と想定値7割の乖離をもって過大な公費措置ではないかとの議論がある。(別紙1)

国・地方を通じた極めて厳しい財政状況の中、地方財政計画と実際の使われ方との乖離が批判されるなど財政措置の合理性についての関心が強まっており、下水道繰出金についても実態を踏まえた上でその公費負担の必要性を明確にし、合理的な財政措置とすることが、下水道事業の将来にわたる安定的運営に不可欠であることから、今回見直しを行うものである。

2 改正のポイント

- ① 雨水分に対する公費負担措置を決算ベースの雨水比率に合わせて変更
- ② 分流式下水道の公共的役割に鑑み汚水資本費に対する公費負担措置を創設
- ③ ①及び②に係わらず、平成17年度までに発行した下水道事業債については従来の7割の公費措置を保障し、差額を下水道事業債(特別措置分)に振り替え、後年度に財政措置

3 改正内容

① 建設改良費（元利償還金）に対する地方財政措置（別紙2）

・雨水分（変更）

合流式整備による下水道 元利償還金の6割（※2）

分流式整備（※1）による下水道 元利償還金の1割（※2）を措置

※1 公共下水道（狭義）以外の事業については全て分流式と同様の扱い

※2 決算による雨水比率をもとに設定

・汚水公費分（新規）

分流式整備による公共下水道については、公共用水域の水質保全など公的な便益が多い反面で建設改良費が割高となることから、その一部に地方財政措置を講じる。

<公共下水道 処理区域内人口密度に応じて元利償還金の2割～6割>

人口密度※	2.5未満	6割
	2.5以上5.0未満	5割
	5.0以上7.5未満	4割
	7.5以上10.0未満	3割
	10.0以上	2割

※ 処理区域内人口密度(人/ha)=処理区域内人口(人)/処理区域内面積(ha)

※ 公共下水道（狭義）以外の下水道事業については全て6割

・当該改正により、平成18年度より新設・更新の区分を廃止

② 高資本費対策の見直し（別紙3）

地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部に公費負担措置を講じる。

<対象事業>

・ 使用料対象資本費 45円/m³（全国平均）以上

・ 使用料 150円/m³（月3,000円/20m³）以上※

※H18・H19については昨年度に引き続き経過措置を設ける

・ 供用開始後経過年数30年未満（5年以内も対象）

<対象額> 使用料対象資本費単価×有収水量×使用料単価による割落率

③ 財政措置の変更に伴う下水道事業債(特別措置分)の創設 (別紙4)

平成17年度までに発行した下水道事業債(既応分)の元利償還金については、従来どおり元利償還金の7割を保障し、新たな財政措置に基づく額(雨水分+汚水公費負担分)との差額を下水道事業債(特別措置分)に振り替え、発行対象額については全額後年度に財政措置を講じる。

- ・ 発行の有無にかかわらず、発行対象額金額(別紙5)について後年度地方財政措置を講じる
- ・ 特別措置分の償還に要する経費は、一般会計からの繰出対象とする繰出基準の改正を予定

4 繰出基準の改正

平成18年度繰出基準については、正式には例年どおり4月に示す予定であるが、汚水公費分や高資本費対策の改正、特別措置分の繰出など、その内容及び書きぶり等について早い次期に情報提供を行う予定。

<変更予定内容>

- ・ 「汚水公費分」についての繰出基準の創設
- ・ 「高資本費対策」について条件改正
- ・ 下水道事業債(特別措置分)の償還に対する繰出基準の創設

担当：自治財政局地域企業経営企画室

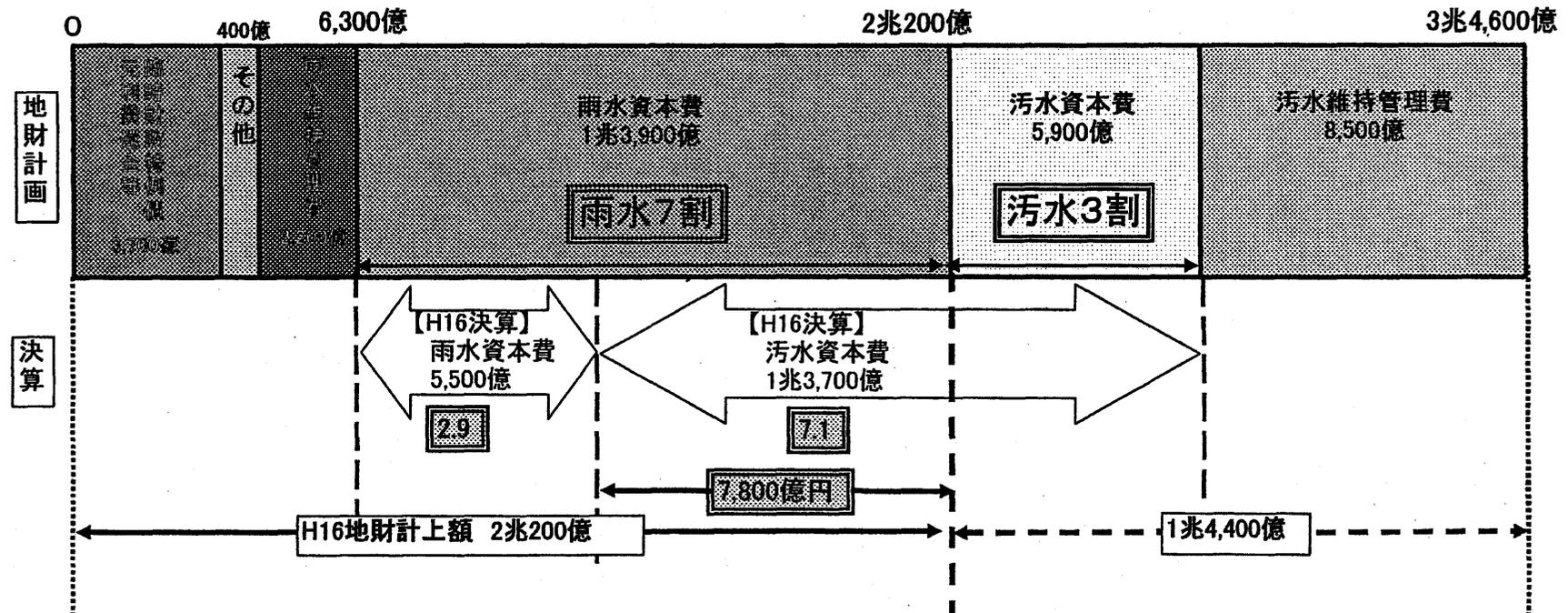
別紙1

雨水・汚水資本費の現状

	雨水	:	汚水
昭和54年度決算	48	:	52
平成元年度決算	40	:	60
平成16年度決算	29	:	71

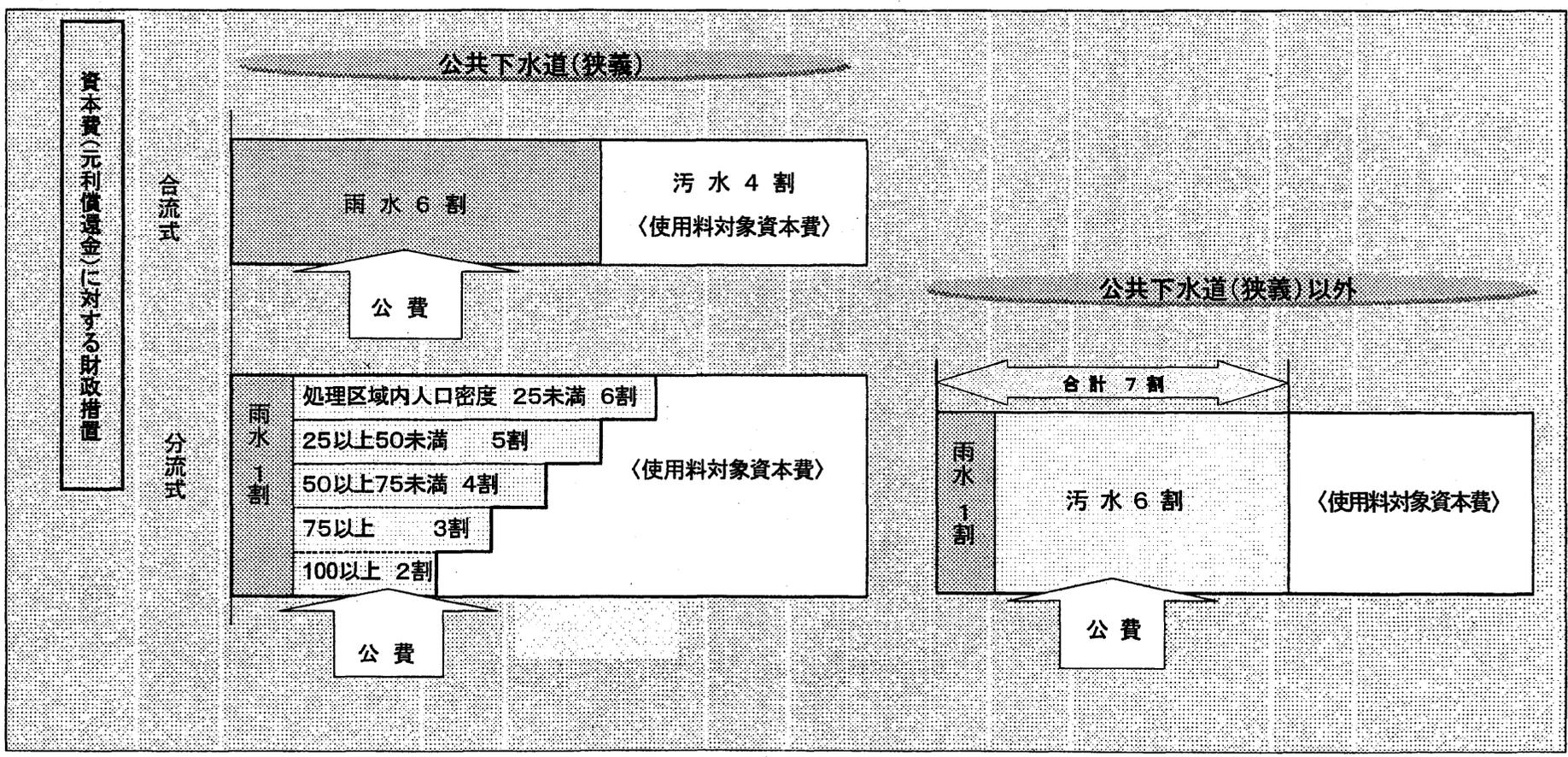
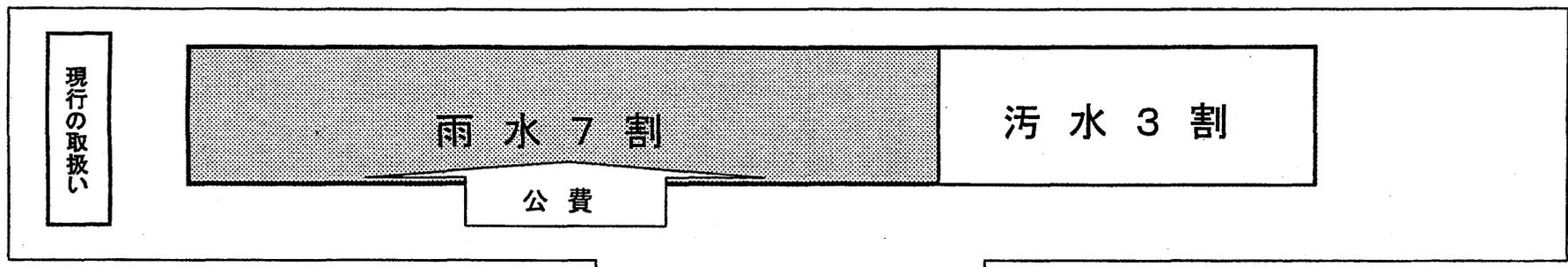
※ 左記数値は全事業(特公、流域含む)における資本費率である。

平成16年度 地方財政計画額と決算額の比較



別紙2

建設改良費に対する新たな財政措置



別紙3

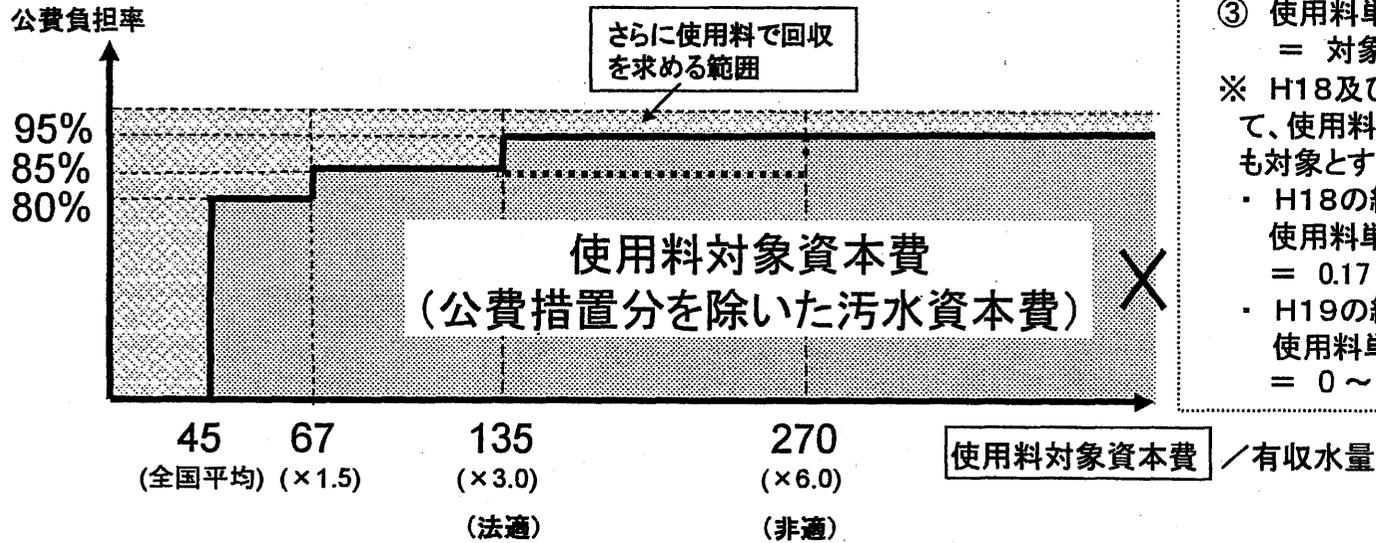
平成18年度高資本費対策

[趣 旨] 地理的条件や個別事情によって料金対象となる污水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を措置。

[対象事業] 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち資本費・使用料の要件を満たすもの

- ・ 使用料対象資本費 (有収水量1m³当たり) 45円/m³ (全国平均)以上
 - ・ 使用料 150円/m³ (月3,000円/20m³)以上
- ※ ただしH18及びH19については、昨年度に引き続き経過措置を設ける

[平成18年度高資本費対策のイメージ]



- 使用料単価による割落とし
 - ① 使用料単価が全国平均(131円)の1.5倍以上 = 1.0(割落としナシ)
 - ② 使用料単価150円～全国平均の1.5倍 = 0.77～1.0
 - ③ 使用料単価150円以下 = 対象外
- ※ H18及びH19については経過措置として、使用料単価150円以下の事業についても対象とする。
 - ・ H18の経過措置
使用料単価全国平均～150円 = 0.17～0.77
 - ・ H19の経過措置
使用料単価全国平均～150円 = 0～0.77

別紙4

下水道事業債(特別措置分)の考え方

1. 背景

下水道繰出金に係る地方財政措置の変更に伴い、平成17年度までに発行した下水道事業債に係る元利償還金に対する財政措置についても影響が及ぼされることとなる(繰出基準にいう資本費は過去のストックであるため、H18以降の繰出金に影響することから、新しい財政措置との間に生じる差額を起債対象とした「特別措置分」を創設し7割措置を補障。

2. 内容

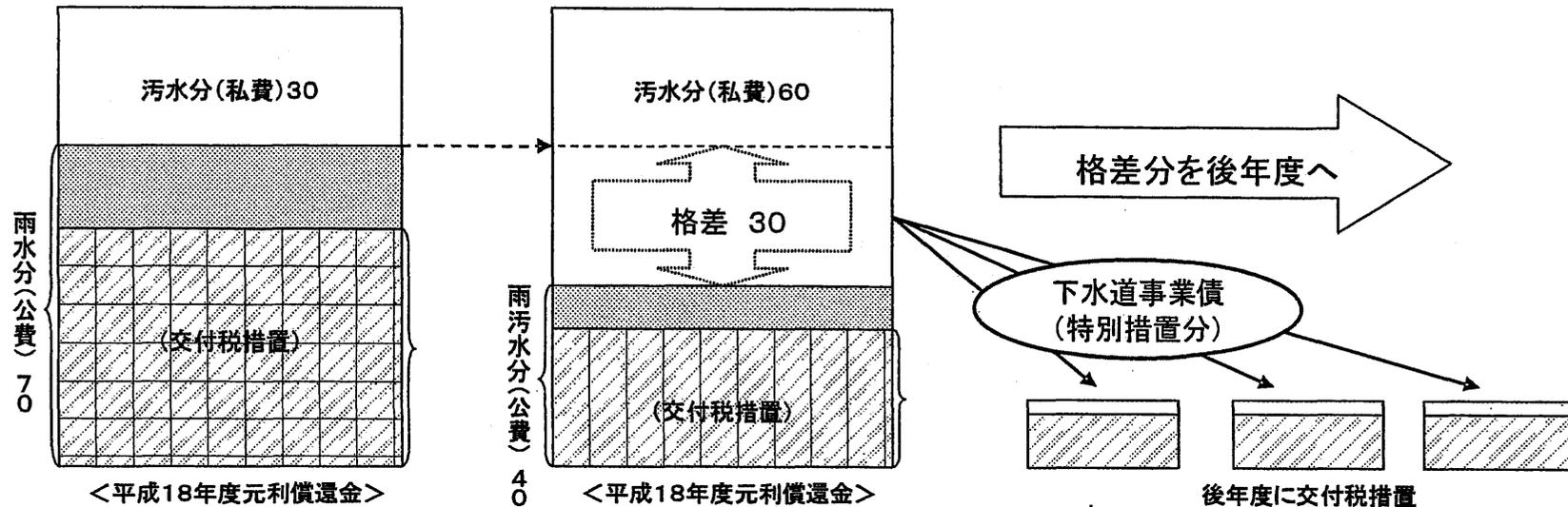
- ① 対象事業 公共下水道(狭義)
- ② 対象範囲 (H17年度までの下水道債に係る当年度元利償還金×0.7) - (当年度元利償還金×新措置割合※)
- ③ 償還期限 20年以内
- ④ 資金 全額民間資金
- ⑤ その他

※ 雨水分+汚水公費負担分

ア. 発行の有無に係わらず、当年度の発行可能額に対しては全て後年度に7割の地方交付税措置を講じる。

イ. 償還費については後年度に一般会計から繰出しをすることとし、繰出基準を改正予定

イメージ(分流式・処理区域内人口密度75以上100未満の場合)



下水道事業債(特別措置分)発行可能額算定

下水道事業債(特別措置分)の各団体別発行可能額については、下記のとおりとする予定。

1. 対象事業

公共下水道事業(狭義)(下水道法第2条第3号に定めるもので、特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道以外のもの)

2. 発行可能額の算出方法

措置対象元利償還金 = A D

合流管比率 = E

汚水公費負担率 = A E

それぞれ既に報告済みの「平成16年度地方公営企業決算状況調査」等の数値により別表で算出された数値であること。

下水道事業特例債発行可能額

$$= A D \times [0.1 E + (1 - E) \times \{0.7 - (A E + 0.1)\}]$$

<別表>

項 目	地方公営企業決算状況調査表				計 算 シ ー ト
	区 分	表	行	列	
下水管布設延長 : A	共	10	01	31	
うち、合流管 : B	共	10	01	34	
処理区域内人口 : C	共	10	01	11	
処理区域内面積 : D	共	10	01	17	
合流管比率 : E	= B / A				
処理区域内人口密度 : F	= C / D				
元金償還金総合計 : G					
うち					
公害防止対策債 : H					
更新事業分(H16・17) : I					

普及特対分：J	
臨時措置分：K	
枠外債等分：L	
借換債収入分等分：M	
臨特債等分：N	
資本費平準化債(～H15)：O	
資本費平準化債(H16～)：P	
未稼働資産債分：Q	
措置対象元金：R	=G-H-I-J-K-L-M-N-O-P-Q
企業債利息総合計：S	(※平成17年度発行分の利息も含むこと。)
うち	
公害防止対策債：T	
更新事業分(H16・17)：U	
普及特対分：V	
臨時措置分：W	
枠外債等分：X	
臨特債等分：Y	
資本費平準化債(～H15)：Z	
資本費平準化債(H16～)：AA	
未稼働資産債分：AB	
措置対象利息：AC	=S-T-U-V-W-X-Y-Z-AA-AB
措置対象元利償還金：AD	=R+AC
汚水公費負担率：AE	(※)

区分中：「共」は、法適事業・法非適事業ともに共通を示す。

(※)：処理区域内人口密度(F)に応じた公費負担率

処理区域内人口密度	公費負担率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2

担当：地域企業経営企画室

総財公第58号

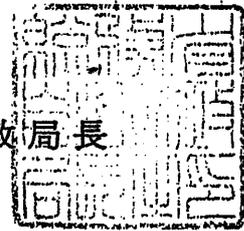
平成19年4月20日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長



平成19年度の地方公営企業繰出金について（通知）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還額(ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。)の2分の1とする。

第9 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道(「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年自治準企第153号)に基づくものをいう。)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法第2条第4号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%(単独事業に係るものにあつては10%)、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあつては10%)とする。

ただし、平成12年度から平成19年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関

する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(1) 趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料がそれぞれ次の要件を満たすもので、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。

① 資本費

有収水量1 m^3 当たりの使用料対象資本費（資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次に定める乗率を乗じて得られる額を控除した額とする。）が46円以上

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25未満	0.6
25以上50未満	0.5
50以上75未満	0.4
75以上100未満	0.3
100以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

② 使用料

有収水量1 m^3 当たりの使用料が132円以上

イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量1 m^3 当たりの使用料対象資本費のうちア①に定める基準を超える額(次に定める使用料対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める乗率を乗じて得られる額の合算額)に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額とする。

ただし、前々年度における有収水量1 m^3 当たりの使用料（以下「使用料」という。）が198円に満たなければ、さらに、次に定める調整率を乗じて得た額とする。

① 乗率

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用していない企業	
使用料対象資本費(円/ m^3)	乗率	使用料対象資本費(円/ m^3)	乗率
46以上69未満	0.8	46以上69未満	0.8
69以上138未満	0.85	69以上276未満	0.85
138以上	0.95	276以上	0.95

② 調整率

(7) 使用料が150円以上198円未満の場合
使用料/198円

(1) 使用料が132円以上150円未満の場合

(当該使用料/198円) - 2/3 × ((150円 - 当該使用料) / (150円 - 132円))

9 広域化・共同化の推進に要する経費

(1) 趣旨

効率的な下水道整備、経営の健全化・効率化等を図る観点から下水道事業の広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

1 0 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費の2分の1とする。

1 1 普及特別対策に要する経費

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

1 2 緊急下水道整備特定事業に要する経費

(1) 趣旨

緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金に相当する額とする。

1 3 農業集落排水緊急整備事業に要する経費

(1) 趣旨

農業集落排水緊急整備事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金に相当する額とする。

1 4 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成19年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1.5 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から平成19年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1.6 下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

1.7 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い、下水道事業債(特別措置分)の取扱いについて(平成18年3月31日自治財政局地域企業経営企画室長通知)に基づき発行をした下水道事業債(特別措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。

第10 駐車場整備事業

駐車場の整備促進に要する経費

(1) 趣旨

都市機能の確保、商店街振興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費(地方公営企業法を適用している企業にあっては出資に要する経費)である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる駐車場整備事業は、平成3年度以降に新たに建設に着手した次の要件に該当する都市計画駐車場及びこれに準ずる駐車場の整備事業とす

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業のうち、上水道事業、交通事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、観光施設事業、下水道事業、有料道路事業、駐車場事業その他の直接住民サービスを行う事業で、前々年度において経常収益(基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額(以下「経常収支の不足額」という。)を生じているものとする。

イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額を限度とする。)とする。

3 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の額とする。

ア 0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額(児童手当法附則第6条に規定する特例給付を除く。)の10分の3

イ 3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする児童手当法附則第7条及び附則第8条に規定する特例給付に要する額

4 臨時財政特例債等の償還等に要する経費

(1) 趣旨

臨時財政特例債及び公共事業等臨時特例債(以下「臨時財政特例債等」という。)の元利償還金等について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債等の元利償還金に相当する額とする。

5 特定用地の先行取得等に要する経費

(1) 趣旨

「公共用地の先行取得に係る財政措置について」(平成13年4月20日付け総財地第118号)に基づく日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部用地及び国有林野事業特別会計用地(都市計画区域内に所在するものに限る。)(以下「特定用地」という。)の先行取得のため、当該先行取得に係る企業債の利子負担の軽減に要する経費で

下水道事業における使用料の適正化

1. 背景等

以下の下水道事業の現状にかんがみ、各団体においては早急に使用料の適正化に取り組まれない。

- ① 地方公営企業が住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰出金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。
- ② 昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があること。
- ③ 使用料収入ではなく、一般会計からの繰出し（租税収入を財源とする。）により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じること。

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/m³（家庭用使用料3,119円/20m³・月）（H15決算値）であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が135円/m³（家庭用使用料3,075円/20m³・月）（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは、使用料単価を150円/m³（家庭用使用料3,000円/20m³・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価：汚水処理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価：使用料収入を年間有収水量で除したもの

総 財 経 第 6 9 号

平成18年4月19日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（ 財 政 課、市町村担当課扱い ）
各 指 定 都 市 財 政 担 当 局 長 } 殿

総務省自治財政局地域企業経営企画室長

下水道事業繰出基準の運用について（通知）

下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金については、従来の繰出金に「分流式下水道等に要する経費」及び「下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費」を新たに加え、さらに「流域下水道の建設に要する経費」及び「高資本費対策に要する経費」を改正し、別途「平成18年度の地方公営企業繰出金について」（平成18年4月19日総財公第51号自治財政局長通知）により通知されたところですが、その具体的な運用にあたっては下記の事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴管内市町村にもこの周知のうえ、適切な助言等を行われるようお願いいたします。

記

- 1 「分流式下水道等に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 算定にあたっては、分流式下水道等に要する資本費から「雨水処理に要する経費」、「高度処理に要する経費」及び「高資本費対策に要する経費」の対象となる資本費を控除し、残りの資本費について「分流式下水道等に要する経費」を算定することとし、一般会計からの繰出金を重複して算定することのないよう留意すること。

- (2) 「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」とは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうものであり、適正な使用料を徴収することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは厳に慎まれないこと。なお、地方財政計画においては「高資本費対策に要する経費」における「使用料対象資本費」の算定に用いる方式により処理区域内人口密度の段階等に応じて所要額が計上されているものであるので参考にされたい。
- (3) 流域下水道事業にあつては、都道府県と市町村の間で適切な負担区分を協議して負担額を決められたい。なお、流域関連公共下水道は、狭義の公共下水道事業として取り扱うこととする。

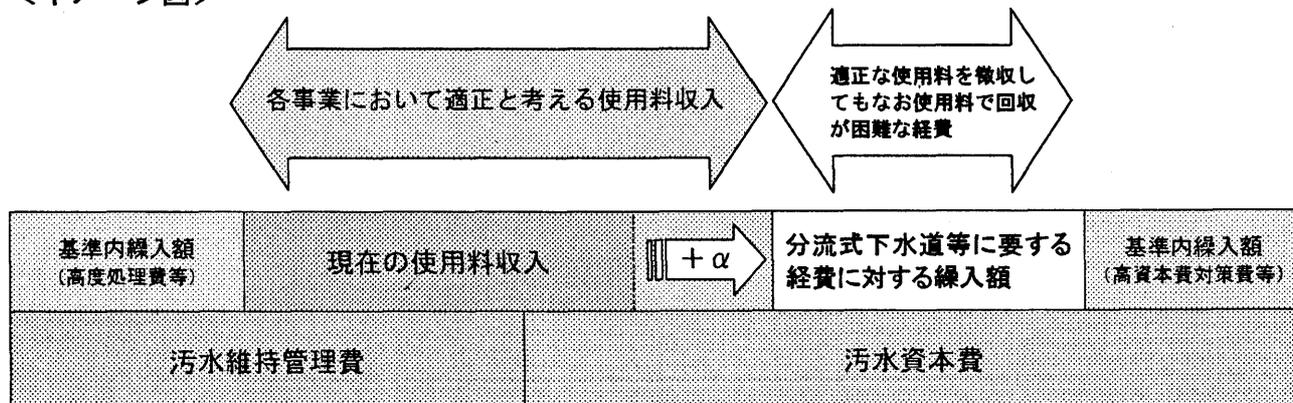
2 「分流式下水道等に要する経費」の新設に係る繰出基準の改正により繰出額が大きく変動する団体にあつては、下水道事業の安定的運営の観点から、平成18年度においては当該改正部分については経過的に従来の繰出基準によって繰出しを行うことができるものであること。ただし、地方交付税措置については、平成18年度より改正内容による対応となるものであること。

3 「高資本費対策に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 対象となる資本費は、資本費から雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ定める一定の乗率を乗じて得られる額を控除した額（使用料対象資本費）であること。
- (2) 対象となる使用料要件については、全国平均（131円）以上であること。なお、平成20年度以降は有収水量1㎡当たりの使用料が150円に満たない場合には繰出しの対象としない予定である。現在、有収水量1㎡当たりの使用料が150円に満たない事業については早急に使用料の適正化を図られたいこと。

【参考】分流式下水道等に要する経費について

<イメージ図>



「各事業において適正と考える使用料収入」とは、次の考え方に基づき、各事業の「実態に沿って経費負担区分が設定されるべきもの」とする。

- ① 経費そのものの性質としては、受益者負担の原則のもとに料金によってまかなっていくことに適するもの
- ② 現実の問題として、それに要する経費の全額を受益者に負担させることが、能率的な経営を行ってもなお、事業収益だけで行うことが、客観的に困難な経費
- ③ 一般会計等が負担するのは、料金によって回収し得ない部分いわゆる不足経費だけに限られる

総務省自治財政局地域企業経営企画室

国都下管第1号
平成18年6月1日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長

地方財政措置の見直しに伴う下水道使用料対象経費について

下水道使用料算定の基本的考え方については、雨水に係る経費は、資本費、維持管理費ともに公費負担とし、汚水に係る経費は、維持管理費は私費負担、資本費については、公費で負担すべき経費を除き下水道使用料の対象とすることが妥当であるとされているところである。

公費で取り扱われている部分については、総務省の下水道事業に係る繰出基準によっているところであるが、今般、汚水資本費の一部について繰出しが認められるなどの改正が行われたところである。（具体的内容については、本年4月19日付け、総務省自治財政局長及び同局地域企業経営企画室長通知を参照されたい。）

については、各下水道管理者においては下水道使用料の算定にあたり、このたびの改正の趣旨を踏まえた運用を図られるよう留意願いたい。

なお、国土交通省においても、上記の通知を基に総務省に確認の上、別添のとおり「下水道使用料対象資本費の算定方法」を作成したので参照されたい。

また、平成15年12月16日付け国都下管第10号「下水道経営に関する留意事項等について」において、下水道財政・経営論小委員会中間報告の中から、下水道経営の健全化に向けた取組みへの留意事項を取り上げているが、この中の、「(2)適切な下水道使用料の設定」については、同中間報告にも示されているように、安易に上水道料金や近隣市町村をみて下水道使用料を設定するのではなく、将来の経営見通しをたてた適切な下水道使用料の設定に留意し、下水道経営の健全化に向けた取組みを進めていただきたい。

なお、貴都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対し、この旨周知徹底されますとともに適切な助言等を願いたい。

「下水道使用料対象資本費の算定方法」

1. 下水道使用料対象資本費の基本的考え方

下水道使用料算定の基本的考え方については、雨水に係る経費は、資本費、維持管理費ともに公費負担とし、汚水に係る経費は、維持管理費は私費負担、資本費については、公費で負担すべき経費を除き下水道使用料の対象とすることが妥当であるとされているところである。

汚水の資本費に係る公費で負担すべき経費については、従来、高度処理に要する経費の一部、自然条件等により建設費が割高のため資本費が著しく高額となっている高資本費対策に要する経費の一部、広域化・共同化の推進に要する経費の一部についてのみ認められていたが、今回の繰出基準の改正により、これらの公費負担の措置に加え、分流式下水道の汚水資本費の一部について繰出が認められるとともに高資本費対策の見直しが行われたところである。

平成18年4月19日付け「平成18年度の地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）等を参考に今回の改正を踏まえた下水道使用料対象資本費（以下「使用料対象資本費」という。）の算定の手順を示すと以下のとおりとなる。

使用料対象資本費＝

汚水資本費－高資本費対策に要する経費－分流式下水道等に係る資本費の一部

公費で負担すべき経費

2. 使用料対象資本費の具体的な算定手順

(1) 高資本費対策に要する経費の算定手順

① 高資本費対策の対象となる資本費を算出

○ 単独公共下水道、流域関連公共下水道

→ 合流式下水道は、資本費から雨水処理に要する資本費を控除した額

→ 分流式下水道は、資本費から雨水処理に要する資本費及び処理区域内人口密度の段階等に応じて定める一定の乗率(0.2～0.6)を乗じて得られる額を控除した額

○ 特定環境保全公共下水道

→ 資本費から雨水処理に要する資本費及び一定の乗率(0.6)を乗じて得られる額を控除した額

処理区域内人口密度 (人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境公共下水道	0.6

② 高資本費対策に係る公費負担分を算出

→ ①で算出した高資本費対策の対象となる資本費に、下表で定める段階に応じた乗率 (0.8~0.95) を乗じた額

ただし、有収水量 1m³ 当たりの使用料 (使用料単価) が 196 円に満たない場合には、さらに以下の調整率を乗じた額

・乗率

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用していない企業	
使用料対象資本費(円/m ³)	乗率	使用料対象資本費(円/m ³)	乗率
45 以上 67 未満	0.8	45 以上 67 未満	0.8
67 以上 135 未満	0.85	67 以上 270 未満	0.85
135 以上	0.95	270 以上	0.95

・調整率 (使用料単価が 131 円以上 196 円未満の場合に適用)

(ア) 使用料単価が 150 円以上 196 円未満の場合

→ 使用料単価 / 196 円

(イ) 使用料単価が 131 円以上 150 円未満の場合

→ (使用料単価 / 196 円) - 1 / 2 × ((150 円 - 使用料単価) / (150 円 - 131 円))

(2) 分流式下水道等に要する経費

分流式の公共下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 (自治体が決定する不採算的な経費)

(3) 使用料対象資本費の算定手順

① 「高資本費対策に要する経費」を控除した後の資本費を算出

→ 資本費から雨水処理に要する資本費を除いたもの (汚水資本費) から (1) の②で算出した高資本費対策に係る公費負担分を控除した額

② 使用料対象資本費の決定

・合流式下水道は、①で得られた額が使用料対象資本費

・分流式下水道は、①で得られた額から、(2)の「経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」 (自治体が決定する不採算的な経費) を控除した額が使用料対象資本費

※ 不採算的な経費の決定に際しては、適切な使用料の徴収をしてもなお使用料で賄うことが困難な経費を対象としているので、適切な使用料の設定が前提であることに留意されたい。

【算出事例】

それぞれの自治体によって、不採算的な経費が異なるが、仮に繰出基準の運用に沿って枠内のような公共下水道の事例を取り上げて使用料対象資本費を計算すると以下ようになる。(不採算的な経費を0とする場合は、従来と変わりはない。)

Y町公共下水道の場合

○単独公共下水道(分流式、地方公営企業法非適用)

○処理区域内人口密度 22(処理区域内人口密度の段階に応じた乗率 6割)

○使用料単価 224円/m³(前々年度)

○汚水処理原価 493円/m³

(うち資本費 355円/m³、うち維持管理費 138円/m³)

① 高資本費対策の対象となる資本費の算出

$$355 \text{ 円} - \frac{(252) + (252) \times (0.3)}{176} (355 \text{ 円} \times 0.6 \text{ (処理区域内人口密度の段階に応じた乗率)}) = 142 \text{ 円}$$

② 高資本費対策に係る公費負担分を算出

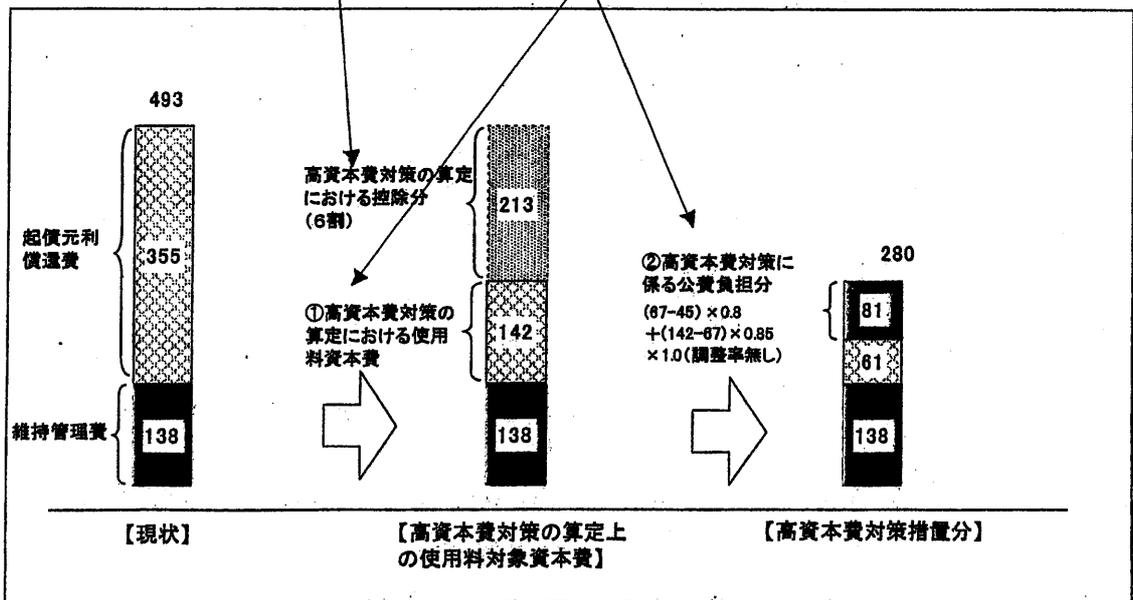
① で算出された 142 円のうち、

45 円～67 円の部分に 0.8(乗率)を乗じ、

67 円～142 円の部分に 0.85(乗率)乗じ、(地方公営企業法非適用)

それらを足しあわせた額が高資本費対策に係る公費負担分となる。

→ $(67 - 45) \times 0.8 + (142 - 67) \times 0.85 \times \text{調整率}$ (使用料単価が 131 円以上 196 円未満の場合に適用されるので今回の場合は無し) = 81 円

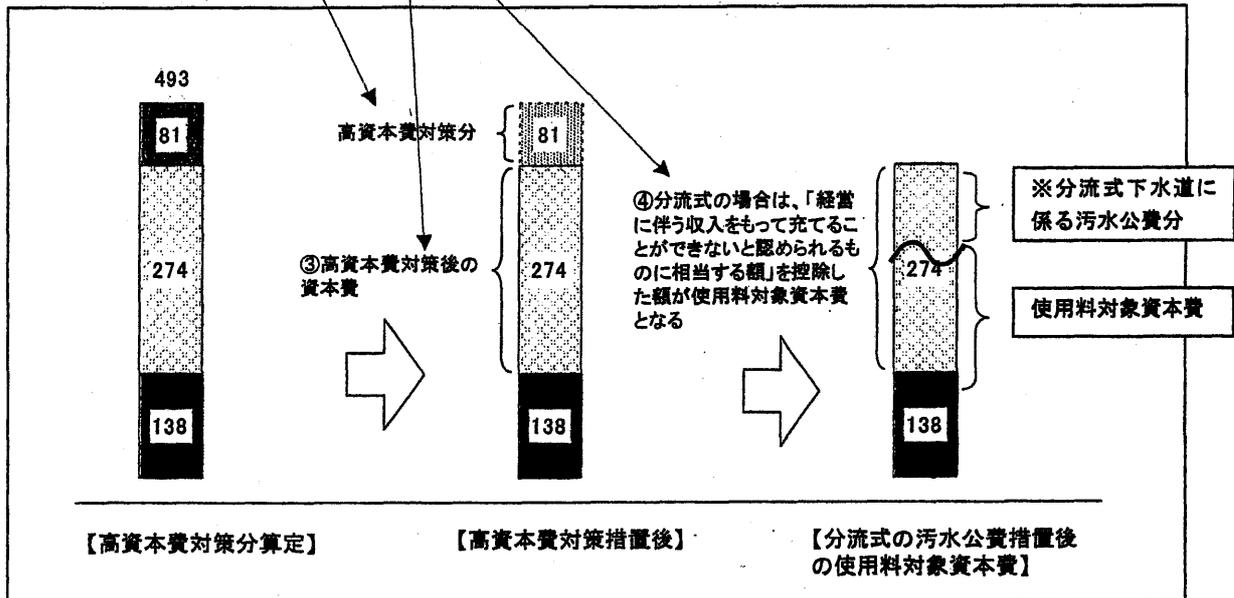


③ 高資本費対策に要する経費を控除した後の資本費を算出

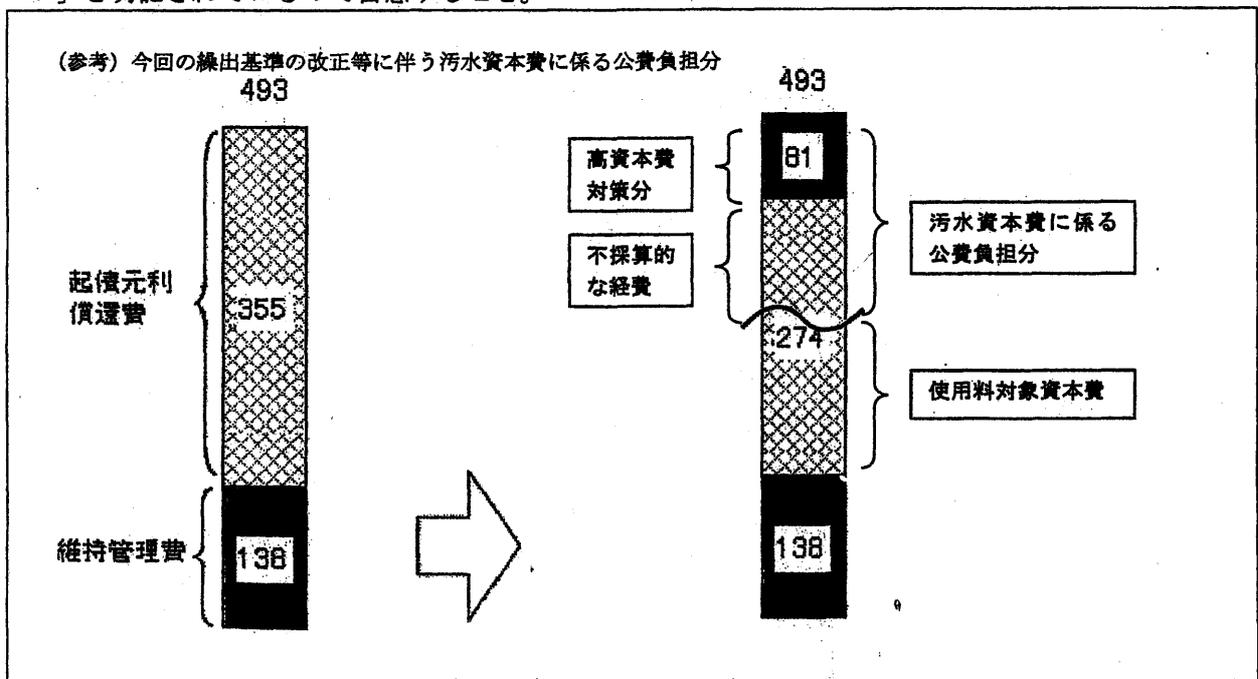
$$355 \text{ 円} - 81 \text{ 円} = 274 \text{ 円}$$

④ 使用料対象資本費の決定(分流式のみ)

274 円の範囲内で、各自治体が決定



※分流式下水道に係る污水公費分の決定については、下水道事業繰出基準の運用通知によると、「適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうものであり、適正な使用料を徴収することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは厳に慎まれないこと。なお、地方財政計画においては「高資本費対策に要する経費」における「使用料対象資本費」の算定に用いる方式により処理区域内人口密度の段階等に応じて所要額が計上されているものであるので参考にされたい」と明記されているので留意すること。



京都府下市町上下水道料金比較表
(月20m³使用の場合・消費税込)

平成19年4月1日現在

(単位：円)

順位	市町村名	下水道使用料	水道料金	合計	現行使用料 施行年月日
1	京丹波町 (旧丹波町)	※1 3,780	4,195	7,975	H16. 4. 1
	(旧瑞穂町)	※1 3,500	3,801	7,301	
2	京都市 (旧京北町)	3,675	4,105	7,780	H13. 4. 1
		1,984	2,614	4,598	
3	福知山市 (中部処理区)	3,549	2,192	5,741	H13. 6. 1
	(福知山処理区)	2,192	簡易水道		
4	南丹市 (八木地区)	3,370	4,020	7,390	H11. 2. 1
	(園部地区)	3,250	3,180	6,430	
	(日吉町地区)	3,150	簡易水道		
5	宮津市	3,000	2,184	5,184	H18. 10. 1
6	宇治市	2,942	2,368	5,310	H18. 6. 1
7	京丹後市	2,780	3,350	6,130	H16. 4. 1
8	亀岡市	2,520	1,837	4,357	H13. 2. 1
9	八幡市	2,509	2,570	5,079	H18. 4. 1
10	和束町	※2 2,500	簡易水道		H10. 9. 21
11	宇治田原町	2,450	2,500	4,950	H11. 3. 31
12	与謝野町	2,400	2,750	5,150	H18. 3. 1
13	舞鶴市	2,391	2,415	4,806	H19. 1. 1
14	綾部市	2,310	4,158	6,468	H7. 4. 1
15	城陽市	2,304	2,136	4,440	H16. 4. 1
16	木津川市 (加茂町地区)	2,250	2,792	5,042	S61. 3. 31
	(木津町地区)	2,226	2,373	4,599	
	(山城町地区)	2,000	2,740	4,740	
17	精華町	2,205	2,110	4,315	S63. 3. 31
18	井手町	2,000	2,580	4,580	H3. 12. 13
19	向日市	1,879	3,727	5,606	H10. 4. 1
20	久御山町	1,856	2,384	4,240	H. 1. 1
21	長岡京市	1,811	3,633	5,444	H16. 4. 1
22	大山崎町	1,470	4,431	5,901	H18. 4. 1
23	京田辺市	1,350	2,320	3,670	S60. 12. 27

* 下水道使用料については京都府下水道課発行「京都府の下水道」から

* 水道料金については日本水道協会発行「水道料金表」から

* 水道料金は口径13ミリ又は一般家庭用で計算。メーター使用料含む

※1 定額制

※2 特定環境保全公共下水道

経営指標等に関する資料

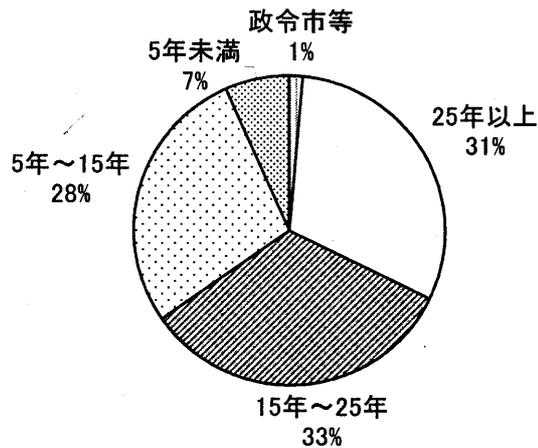
公共下水道(平成18年度)

※ 総務省発行「平成18年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」から

供用開始後年数区分別事業数

(単位:事業数)

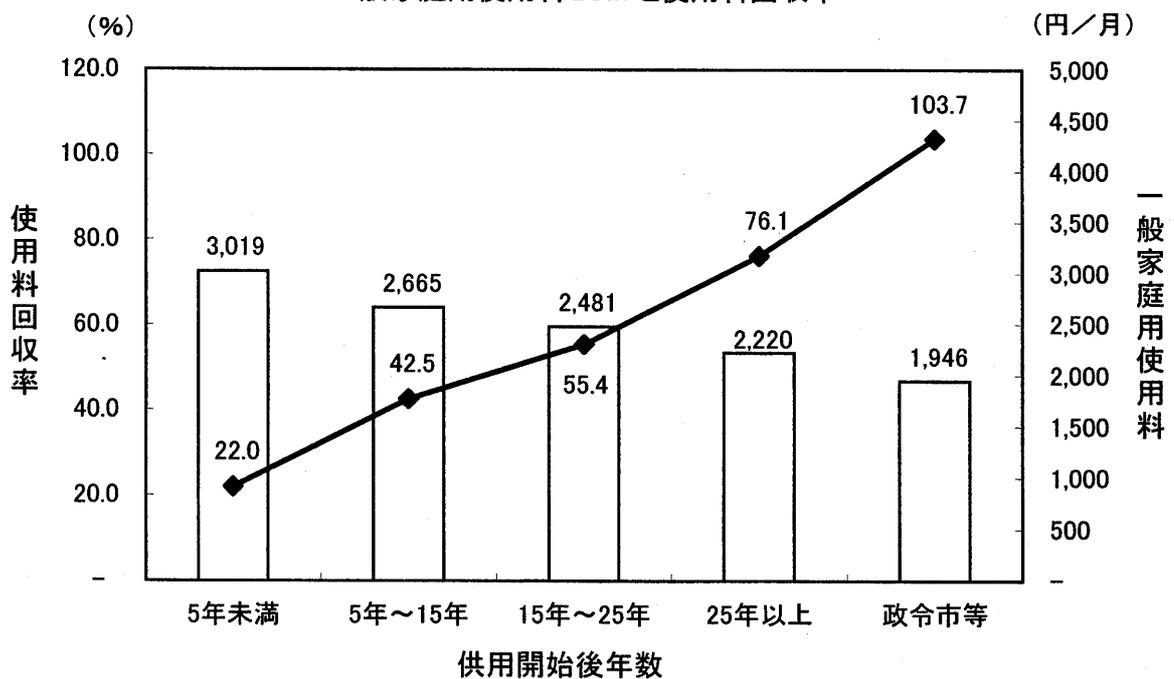
供用開始後年数区分	政令市等	25年以上	15年～25年	5年～15年	5年未満	合計
事業数	16	363	386	329	79	1,173



供用開始後年数区分別一般家庭用使用料及び使用料回収率平均値

供用開始後年数区分	政令市等	25年以上	15年～25年	5年～15年	5年未満	平均
一般家庭用使用料20m ³ (円/月)	1,946	2,220	2,481	2,665	3,019	2,480
使用料回収率(%)	103.7	76.1	55.4	42.5	22.0	79.0

一般家庭用使用料20m³と使用料回収率



□ 一般家庭用使用料20m³(円/月) ◆ 使用料回収率(%)

公共下水道(平成18年度)

※ 総務省発行「平成18年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」から

(類型別事業数)

(単位:事業数)

処理区域内人口区分	政令市等	7.5千m ³ /ha~				5千m ³ /ha~7.5千m ³ /ha				2.5千m ³ /ha~5千m ³ /ha				~2.5千m ³ /ha				合計							
		供用開始後年数				供用開始後年数				供用開始後年数				供用開始後年数				供用開始後年数							
		25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	政令市等	25年以上	15年~25年	5年~15年
政令市等	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-
10万人~	-	68	8	-	-	47	2	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	139	10	-	-
5万人~10万人	-	32	10	-	-	30	14	1	-	43	16	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105	41	4	-
1万人~5万人	-	8	16	1	-	31	47	14	-	63	144	57	-	3	44	42	1	-	-	-	-	105	251	114	1
5千人~1万人	-	1	2	-	-	3	3	4	-	6	19	39	3	-	35	66	14	-	-	-	-	10	59	109	17
~5千人	-	1	1	1	1	1	2	2	-	2	8	21	6	-	14	78	54	-	-	-	-	4	25	102	61
合計	16	110	37	2	1	112	68	21	-	138	187	120	9	3	94	186	69	16	363	386	329	79			

(類型別一般家庭用使用料及び使用料回収率平均値)

処理区域内人口区分	政令市等	7.5千m ³ /ha~				5千m ³ /ha~7.5千m ³ /ha				2.5千m ³ /ha~5千m ³ /ha				~2.5千m ³ /ha				平均			
		供用開始後年数				供用開始後年数				供用開始後年数				供用開始後年数							
		25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満				
政令市等	1,946	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,946
一般家庭用使用料20m ³ (円/月)	103.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103.7
使用料回収率(%)	-	1,672	1,700	-	-	2,244	1,680	-	-	2,837	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,042
10万人~	-	80.4	52.6	-	-	76.1	75.9	-	-	80.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77.7
一般家庭用使用料20m ³ (円/月)	-	1,692	1,930	-	-	2,073	2,019	1,575	-	2,485	2,376	2,894	-	-	2,730	-	-	-	-	-	2,145
5万人~10万人	-	71.3	60.5	-	-	65.8	63.7	63.8	-	71.1	68.1	58.5	-	-	52.7	-	-	-	-	-	67.9
使用料回収率(%)	-	2,002	1,876	1,570	-	2,202	1,891	2,049	-	2,745	2,581	2,388	-	3,451	2,946	2,786	3,465	-	-	-	2,494
1万人~5万人	-	74.4	59.2	35.1	-	71.7	53.6	50.7	-	67.2	52.9	43.9	-	52.8	49.5	41.8	50.5	-	-	-	55.3
一般家庭用使用料20m ³ (円/月)	-	1,102	1,759	-	-	1,757	2,348	1,964	-	1,976	2,474	2,573	2,345	-	2,948	2,853	3,205	-	-	-	2,702
5千人~1万人	-	100.9	36.5	-	-	40.2	49.5	32.5	-	67.9	52.2	41.4	17.1	-	43.0	37.7	19.1	-	-	-	41.1
使用料回収率(%)	-	3,300	2,383	2,047	2,310	1,890	1,780	1,838	-	2,275	2,557	2,345	2,558	-	3,204	2,968	3,068	-	-	-	2,869
~5千人	-	91.6	76.9	79.5	91.0	46.5	56.5	38.1	-	45.0	36.0	33.3	40.6	-	46.1	30.1	21.6	-	-	-	32.7
平均	1,946	2,041	2,041	2,041	2,041	2,232	2,232	2,232	2,232	2,700	2,700	2,700	2,700	3,000	3,000	3,000	3,000	2,805	2,805	2,805	2,805
一般家庭用使用料20m ³ (円/月)	103.7	76.1	76.1	76.1	76.1	55.4	55.4	55.4	55.4	42.5	42.5	42.5	42.5	22.0	22.0	22.0	22.0	79.0	79.0	79.0	79.0
使用料回収率(%)	-	76.1	76.1	76.1	76.1	55.4	55.4	55.4	55.4	42.5	42.5	42.5	42.5	22.0	22.0	22.0	22.0	79.0	79.0	79.0	79.0

項目	供用開始後年数	政令市等	25年以上	15年~25年	5年~15年	5年未満	計・平均
事業数		16	363	386	329	79	1,173
一般家庭用使用料20m ³ (円/月)		1,946	2,220	2,481	2,665	3,019	2,480
使用料回収率(%)		103.7	76.1	55.4	42.5	22.0	79.0

※ 有収水量密度区分とは、有収水量を処理区域面積で除したもので、地理的な条件を表しています

※ 一般家庭用使用料20m³(円/月)は各団体の単純平均
 ※ 使用料回収率は各団体の加重平均

使用料制度に関する調 (総括・使用料対象経費)

法適用企業

事業名	対象経費 1.維・全部 資・全部	2.維持管理費・全部 資本費・一部					3.維・全部	4.維持管理費・一部					合計		
		算入率区分						算入率区分							
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
公共下水道	21	87	16	21	25	16	9	7	8	3	3	1	1	123	
特定公共下水道	3	1		1					0					4	
特定環境保全公共下水道	7	33	7	7	8	8	3	7	8	4	1	2	1	55	
農業集落排水施設	6	8	1		3	2	2	6	6	2		4		26	
漁業集落排水施設	1	1				1			1			1		3	
簡易排水施設									1					1	
小規模集合排水処理施設	1	2			1		1		2		1	1		5	
特定地域生活排水処理施設	1							3	0					4	
個別排水処理施設	1							1	1				1	3	
小計	41	132	24	29	37	27	15	24	27	0	9	6	9	224	
構成比(%)	18.3	58.9	(18.2)	(22.0)	(28.0)	(20.5)	(11.4)	10.7	12.1	(0)	(33.3)	(22.2)	(33.3)	(11.1)	100.0

法非適用企業

事業名	対象経費 1.維・全部 資・全部	2.維持管理費・全部 資本費・一部					3.維・全部	4.維持管理費・一部					合計		
		算入率区分						算入率区分							
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
公共下水道	35	545	22	56	131	181	155	237	235	58	71	59	33	14	1,052
特定公共下水道	2	3		1		2		3	1		1				9
特定環境保全公共下水道	22	196	3	13	34	72	74	215	231	40	59	60	47	25	664
農業集落排水施設	19	127	1	5	19	34	68	317	447	81	123	125	88	30	910
漁業集落排水施設	9	15		2	2	6	5	46	86	8	19	21	20	18	156
林業集落排水施設		2			1		1	2	21	2	7	6	3	3	25
簡易排水施設	1	1	1					11	13	1	7	1	4	4	26
小規模集合排水処理施設	3	4	1			1	2	25	41	7	6	8	17	3	73
特定地域生活排水処理施設	5	12	4	1	2	2	3	96	106	27	27	33	10	9	219
個別排水処理施設	6	17	1	2	4	4	6	44	64	5	15	21	17	6	131
小計	102	922	33	80	193	302	314	996	1,245	229	335	334	239	108	3,265
構成比(%)	3.1	28.2	(3.6)	(8.7)	(20.9)	(32.8)	(34.1)	30.5	38.1	(18.4)	(26.9)	(26.8)	(19.2)	(8.7)	100.0

合計

事業名	対象経費 1.維・全部 資・全部	2.維持管理費・全部 資本費・一部					3.維・全部	4.維持管理費・一部					合計		
		算入率区分						算入率区分							
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
公共下水道	56	632	38	77	156	197	164	244	243	58	74	62	34	15	1,175
特定公共下水道	5	4		2		2		3	1		1				13
特定環境保全公共下水道	29	229	10	20	42	80	77	222	239	40	63	61	49	26	719
農業集落排水施設	25	135	2	5	22	36	70	323	453	81	125	125	92	30	936
漁業集落排水施設	10	16		2	2	7	5	46	87	8	19	21	21	18	159
林業集落排水施設		2			1		1	2	21	2	7	6	3	3	25
簡易排水施設	1	1	1					11	14	1	7	2	4	4	27
小規模集合排水処理施設	4	6	1		1	1	3	25	43	7	6	9	18	3	78
特定地域生活排水処理施設	6	12	4	1	2	2	3	99	106	27	27	33	10	9	223
個別排水処理施設	7	17	1	2	4	4	6	45	65	5	15	21	17	7	134
合計	143	1,054	57	109	230	329	329	1,020	1,272	229	344	340	248	111	3,489
構成比(%)	4.1	30.2	(5.4)	(10.3)	(21.8)	(31.2)	(31.2)	29.2	36.5	(18.0)	(27.0)	(26.7)	(19.5)	(8.7)	100.0

使用料対象経費欄

1.維持管理費、資本費の全部

2.維持管理費の全部、資本費の一部

3.維持管理費の全部

4.維持管理費の一部

算入率区分欄

(1)80%~

(2)60~80%

(3)40~60%

(4)20~40%

(5)~20%

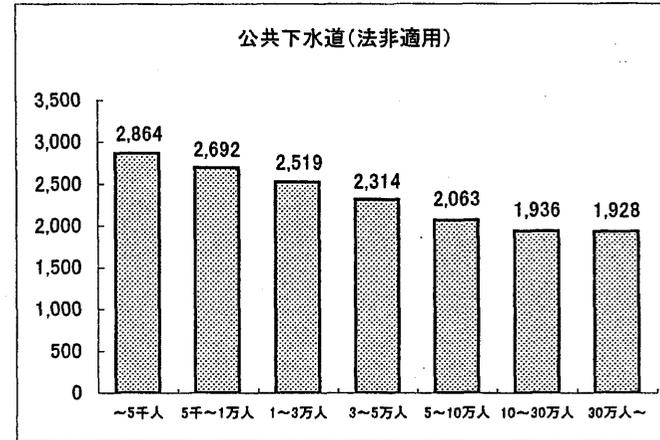
(資本費又は維持管理費の割合)

※ 各表の構成比(%)内の()表示は、2.維持管理費の全部、資本費の一部及び4.維持管理費の一部の内訳である。

平成18年度 使用料制度に関する調(人口別平均使用料(一般家庭用20m³/月))

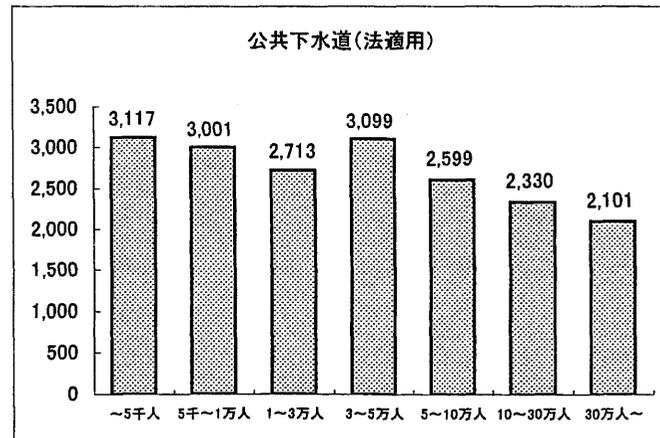
公共下水道(非適)

処理区域内人口	平均使用料(円)	向日市 1,879 (税込)
30万人以上	1,928	
10万人~30万人未満	1,936	
5万人~10万人未満	2,063	
3万人~5万人未満	2,314	
1万人~3万人未満	2,519	
5千人~1万人未満	2,692	
5千人未満	2,864	
全体平均	2,476	



公共下水道(法適)

処理区域内人口	平均使用料(円)
30万人以上	2,101
10万人~30万人未満	2,330
5万人~10万人未満	2,599
3万人~5万人未満	3,099
1万人~3万人未満	2,713
5千人~1万人未満	3,001
5千人未満	3,117
全体平均	2,527



※ 総務省発行「平成18年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」から

経営分析表(平成18年度)

類 型	Ba1
-----	-----

区 分	向日市		類型平均	全国平均 (公共)
	17年度	18年度		
水洗化率 (%)	96.5	96.9	94.5	92.9
有収率 (%)	91.3	90.0	79.2	80.6
使用料単価 (円/m ³)	108	108	111	133
汚水処理原価 (円/m ³)	258	181	156	169
汚水処理原価(維持管理費) (円/m ³)	68	56	67	66
汚水処理原価(資本費) (円/m ³)	190	126	89	103
使用料回収率 (%)	41.9	59.9	71.3	79.0
使用料回収率(維持管理費) (%)	159.6	195.1	165.3	202.2
一般家庭用使用料 (円)	1,879	1,879	1,692	2,480
処理人口1人あたりの維持管理費 (円/人)	7,683	6,471	9,677	9,531
処理人口1人あたりの資本費 (円/人)	26,763	27,573	20,021	23,649
処理人口1人あたりの管理運営費 (円/人)	34,446	34,044	29,697	33,180
処理人口1人あたりの維持管理費(汚水分) (円/人)	7,146	5,836	8,151	7,572
処理人口1人あたりの資本費(汚水分) (円/人)	20,061	20,603	12,280	13,079
処理人口1人あたりの管理運営費(汚水分) (円/人)	27,206	26,439	20,430	20,651

一般家庭用使用料は単純平均。その他は加重平均。

市町村合併等により17年度データが表示されない場合がある。

法非適用企業において、平成18年度の汚水処理原価と使用料回収率は資本費平準化債等の収入をもって償還した額を除いて算出している。

総務省発行「平成18年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」から

下水道普及率

順位	団体名	普及率 (%)
1	向日市	100.0
2	大山崎町	99.9
3	八幡市	99.5
4	京都市	99.1
5	城陽市	97.7
6	京田辺市	94.2
7	井手町	93.9
8	長岡京市	93.3
9	精華町	89.1
10	久御山町	80.7
11	福知山市	78.1
12	木津川市	79.5
13	与謝野町	77.3
14	亀岡市	74.8
15	舞鶴市	69.4
16	宇治市	67.7
17	南丹市	65.1
18	宮津市	51.0
19	宇治田原町	49.5
20	京丹後市	30.0
21	綾部市	25.5

京都府発行「京都府の下水道」より

使用料回収率

(平成18年度)

順位	団体名	使用料回収率 (%)	使用料単価 (円/㎡)	汚水処理原価 (円/㎡)	一般家庭用使用料 (円)		供用開始年月日	
					(維持管理費) (円/㎡)	(資本費) (円/㎡)		
1	京都市	113.1	129.85	114.77	44.73	70.04	1,984	S.9.4.1
2	亀岡市	107.2	174.40	162.73	67.08	95.65	2,520	S.58.3.31
3	大山崎町	106.2	120.99	113.93	59.93	54.00	1,470	S.54.11.1
4	久御山町	91.4	131.96	144.39	63.21	81.18	1,856	H.1.11.1
5	福知山市	80.4	128.24	159.41	40.99	118.42	2,192	S.41.11.1
6	長岡京市	73.7	122.02	165.53	50.33	115.20	1,811	S.54.11.1
7	八幡市	73.3	130.91	178.61	74.82	103.79	2,509	S.47.3.10
8	京田辺市	68.8	89.26	129.71	56.96	72.74	1,350	S.61.3.31
9	城陽市	64.0	127.74	199.72	70.11	129.61	2,304	H.2.4.1
10	宇治市	60.0	159.21	265.46	69.58	195.88	2,942	S.61.8.1
11	向日市	59.9	108.41	181.09	55.57	125.52	1,879	S.54.11.5
12	精華町	56.3	120.08	213.24	87.03	126.21	2,205	S.63.7.10
13	京丹後市	53.5	139.62	260.98	211.07	49.92	2,780	H.13.4.1
14	木津川市	52.2	110.95	212.68	118.26	94.43	2,226	S.61.3.31
15	井手町	46.8	121.36	259.15	80.46	178.69	2,000	H.4.3.31
16	南丹市	38.6	181.57	469.91	175.98	293.92	3,250	H.11.3.31
17	舞鶴市	32.6	103.28	316.40	79.24	237.16	2,391	S.44.4.1
18	与謝野町	32.5	140.06	430.38	148.90	281.48	2,400	H.7.3.31
19	綾部市	32.1	152.40	475.07	252.58	222.49	2,310	H.7.3.30
20	宮津市	31.4	169.36	539.07	217.61	321.45	3,000	H.5.3.31
21	宇治田原町	25.7	129.70	504.29	180.15	324.14	2,450	H.12.3.31

総務省発行「平成18年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より

一般家庭用使用料は単純平均。その他は加重平均。

使用料回収率及び汚水処理原価は、借換債及び資本費平準化債収入分を除いて算出